



災害時ペット管理ボランティアを募集 ～震災関連死をゼロにするために～

と き	平成 26 年から募集開始	受付場所	生活衛生課（練馬区豊玉北 6 - 12 - 1）
-----	---------------	------	--------------------------

区は、災害時のペット対策を担う「災害時ペット管理ボランティア」を募集している。ペット管理ボランティアとは、平常時から区の訓練や避難所運営会議に参加し、災害時には、避難所にペットと同行避難した飼い主を登録し、飼い主とともにペットの世話や清掃を行ったりするというもの。

平成 17 年の新潟県中越地震では、ペットを連れた被災者が車中泊でエコノミークラス症候群により死亡したケースもあった。今回の熊本地震でも、避難所内へのペット入室を遠慮する被災者が、車中泊や損壊した自宅で生活を続けるケースがみられるという。

こうした中、区では平成 25 年 3 月に「練馬区災害時ペット対策に関する基本的な考え方」を策定。大切な家族であるペットを連れた同行避難を規定しボランティア制度を立ち上げた。23 区で初めての試みとして平成 26 年度にスタートし、現在 19 名が登録している（平成 28 年 4 月時点）。

【災害時ペット管理ボランティア募集概要】

（1）募集人数・期間

人数は特に定めない。随時受付を行う。登録希望者は、事前に説明を受けたうえで申し込む。

（2）登録要件（以下のすべての要件を満たすこと）

区と協働して活動する意欲のある、満 18 歳以上の者（練馬区民でなくても可）

動物の適正飼育についての知識・技能があること（例・獣医師、トリマー等）

または、動物の適正飼育経験などがあること

動物を扱う上で健康上の問題がないこと

活動場所への移動手段の確保、活動に要する費用等の自己負担ができること

（3）主な活動内容

（災害時）

避難拠点において、ペットを連れて避難した飼い主の登録を行うこと

ペットを連れてきた飼い主とともに、ペットの世話や清掃を行うこと

飼育できなくなったペットを収容するため、区が設置する「（仮称）動物救護センター」において、施設の運営維持やペットの世話を行うこと

（平常時）

避難拠点での運営会議や、区主催の会議・訓練などへ参加すること

【ボランティア募集の背景 ～これまでの区の取り組み～】

練馬区では、災害時に避難が必要となった場合、ペットも同行して避難することになっている。区内 99 か所の避難拠点（区立小中学校）では、各避難拠点の状況に応じたペットの受入れ体制の検討を進めている。

ペットは、飼い主が責任をもって管理することが原則である。しかし、災害時の混乱の中、管理がうまくいかない可能性もあり、過去の事例では、ペットが原因で避難した住民同士のトラブルも発生している。

このため区では、災害時、適切にペットの保護・管理などを行い、避難拠点で避難生活を送る区民の安全・安心を確保するため、本事業のようなペット防災対策をはじめ、災害時に備えて日頃からの準備やしつけの重要性を飼い主へ啓発する「犬のしつけ教室」などを行っている。

【参考】避難拠点について

練馬区では、区立の全小中学校を避難拠点としている。地域での災害時の活動拠点にもなることから、単に「避難所」や「避難場所」と呼ばずに「避難拠点」と呼称している。

【問合せ】練馬区 生活衛生課 管理係 電話 03 - 5984 - 2483